

令和7年度外務省調達改善計画

1. 調達の現状分析

(1) 令和5年度調達の契約種別

外務本省の総契約件数・金額は、【表1】で示しているとおり、1,097件、605.5億円である。また、競争性のある契約は465件(42.4%)、234.1億円(38.7%)、競争性のない随意契約は632件(57.6%)、371.3億円(61.3%)となっている。

(2) 令和5年度調達の応札状況

令和5年度における応札状況は、【表2】のとおり、競争性のある契約中、一者応札が、競争入札（最低価格落札方式）で87件(31.8%)、24.8億円(43.7%)、競争入札（総合評価落札方式）で18件(45.0%)、36.2億円(73.9%)、企画競争による随意契約で53件(43.8%)、42.2億円(39.6%)、公募による随意契約で10件(100.0%)、1.9億円(100.0%)となっており、年度により増減はあるものの、依然として高い割合を占めている。したがって、一者応札については引き続き調達改善を推進していく必要性がある。

(3) 令和5年度調達経費内訳

ア 調達経費の内訳に関する分析

令和5年度における契約分類別の上位区分は【表3】のとおり、事業実施・会議運営経費95.3億円（全体の15.7%）、情報システム経費66.8億円（全体の11.0%）、派遣職員経費52.0億円（同8.6%）、物品製造・購入経費48.8億円（同8.1%）と続いており、外務省における調達契約の大宗（43.4%）を占めていることから、これらの区分の調達について重点的に改善していく必要性が高く、引き続き改善を検討する。

イ 競争契約における調達経費の内訳

競争契約における契約分類別の上位区分は【表4】のとおり、情報システム経費10.4億円（競争契約の9.8%）、物品製造・購入経費10.0億円（同9.4%）、電力経費4.8億円（同4.5%）、事業実施・会議運営経費3.6億円（同3.4%）と続いており、外務省における調達契約の大宗（27.2%）を占めていることから、上記アと同様、これらの区分の調達について重点的に改善していく必要性が高く、引き続き改善を検討する。

ウ 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

競争契約における一者応札にかかる内訳は【表5】のとおりであり、物品製造・購入経費22件(21.0%)、調査研究経費15件(14.3%)、情報システム経費13件(12.4%)の順である。前年度との比較では、①情報システム13件(3.2億円)(前年度より3件の増(13.0億円の減))、②事業実施・会議運営4件(0.2億円)(前年度と件数変わらず(0.4億円の減))など、一者応札の金額が減額となった分類もあったが、①物品製造・購入経費22件(2.5億円)(前年度より1件(1.1億円)の増)、②調査研究15件(1.5億円)(前年度より4件(0.4億円)の増)③派遣職員5件(0.3億円)(前年度より2件(0.2億円)の増)等により、全体として14件増、26.4億円の減となった。なお、減額の原因は前年度に金額の大きい事業が国庫債務負担行為による複数年契

約を行った等である。

一者応札となった案件については、分類に関わらず、要因の把握と分析により一層努めるとともに、引き続き前広に調達情報を公表する。

【表1】令和5年度外務省における調達の契約種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約(注2)	314	28.6%	105.6	17.4%
	最低価格落札方式	274	87.3% (注3)	56.7	53.6% (注3)
	総合評価落札方式	40	12.7% (注3)	49.0	46.4% (注3)
	企画競争による随意契約	121	11.0%	106.5	17.6%
	公募による随意契約	23	2.1%	4.4	0.7%
	不落・不調による随意契約	7	0.6%	17.5	2.9%
	小計	465	42.4%	234.1	38.7%
	競争性のない随意契約(注4)	632	57.6%	371.3	61.3%
合計		1097	100.0%	605.5	100.0%

(注1) 令和5年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計に於いて一致しない場合がある。

(注2) 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下、表2、表3、表4、表5において同じ。

(注3) 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

(注4) 「競争性のない随意契約」は随意契約(少額随意契約は含まない)から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

【表2】令和5年度外務省における調達の実施状況

(単位：件、億円)

	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	87	24.8	187	31.9	274	56.7
割合	31.8%	43.7%	68.2%	56.3%	100%	100%
競争契約 (総合評価落札方式)	18	36.2	22	12.8	40	49.0
割合	45.0%	73.9%	55.0%	26.1%	100%	100%
企画競争による 随意契約	53	42.2	68	64.3	121	106.5
割合	43.8%	39.6%	56.2%	60.4%	100%	100%
公募による随意契約 (注3)(注4)(注5)	10	1.9	-	-	10	1.9
割合	100%	100%	-	-	100%	100%

(注1) 令和5年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計に於いて一致しない場合がある。

(注3) 表2の「公募による随意契約」欄は、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにした上で、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、除外としている。

(注4) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）によって整理。なお、この場合における応札者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札者数による。

(注5) 公募において、応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募の「1者」としている。

【表3】令和5年度外務省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本省	
		契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事（Ａ）	10	19.2
	割合（Ａ／Ｍ）	0.9%	3.2%
	公共工事に係る調査及び設計業務等（Ｂ）	6	1.2
	割合（Ｂ／Ｍ）	0.5%	0.2%
	小計	16	20.4
物品役務等	情報システム（Ｃ）	178	66.8
	割合（Ｃ／Ｍ）	16.2%	11.0%
	電力（Ｄ）	2	4.8
	割合（Ｄ／Ｍ）	0.2%	0.8%
	ガス（Ｅ）	1	0.5
	割合（Ｅ／Ｍ）	0.1%	0.1%
	調査研究（Ｆ）	33	3.0
	割合（Ｆ／Ｍ）	3.0%	0.5%
	競争的資金による研究（Ｇ）	0	0.0
	割合（Ｇ／Ｍ）	0.0%	0.0%
	派遣職員（Ｈ）	17	52.0
	割合（Ｈ／Ｍ）	1.5%	8.6%
	事業実施・会議運営（Ｉ）	148	95.3
	割合（Ｉ／Ｍ）	13.5%	15.7%
	物品製造・購入（Ｊ）	85	48.8
	割合（Ｊ／Ｍ）	7.7%	8.1%
	その他（Ｌ）	617	313.9
	割合（Ｌ／Ｍ）	56.2%	51.8%
	小計	1,081	585.1
合計（Ｍ）		1,097	605.5

（注１）令和5年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

（注２）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計に於いて一致しない場合がある。

（注３）本表内訳区分については、外務省契約案件データベースの分類による。

（注４）①「情報システム」とは外務省契約案件データベースの分類上、（各種システムに係るコンサルティング、システム開発・構築・改修・移設・撤去及びハードウェア、ソフトウェア購入や賃貸借にかかる経費等）を指す。

②「調査研究」とは（実態調査、動向調査等の各種調査、統計調査（統計情報の収集整理等）、研究（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであり、「公共工事に係る調査、設計業務等」及び「競争的資金による研究」以外のものを指す。

③「競争的資金による研究」とは（当省が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金による研究）を指す。

【表４】令和５年度外務省における競争契約における調達経費の内訳（単位：件、億円）

		本省	
		契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事（Ａ）	6	2.4
	割合（Ａ／Ｍ）	1.9%	2.2%
	公共工事に係る調査及び設計業務等（Ｂ）	1	0.3
	割合（Ｂ／Ｍ）	0.3%	0.3%
	小計	7	2.7
物品役務等	情報システム（Ｃ）	29	10.4
	割合（Ｃ／Ｍ）	9.2%	9.8%
	電力（Ｄ）	2	4.8
	割合（Ｄ／Ｍ）	0.6%	4.5%
	ガス（Ｅ）	1	0.5
	割合（Ｅ／Ｍ）	0.3%	0.5%
	調査研究（Ｆ）	20	1.9
	割合（Ｆ／Ｍ）	6.4%	1.8%
	競争的資金による研究（Ｇ）	0	0
	割合（Ｇ／Ｍ）	0.0%	0.0%
	派遣職員（Ｈ）	11	0.4
	割合（Ｈ／Ｍ）	3.5%	0.4%
	事業実施・会議運営（Ｉ）	29	3.6
	割合（Ｉ／Ｍ）	9.2%	3.4%
	物品製造・購入（Ｊ）	73	10.0
	割合（Ｊ／Ｍ）	23.2%	9.4%
	その他（Ｌ）	142	71.4
	割合（Ｌ／Ｍ）	45.2%	67.6%
	小計	307	103.0
合計（Ｍ）		314	105.6

（注１）令和５年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

（注２）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計に於いて一致しない場合がある。

（注３）本表内訳区分については、外務省契約案件データベースの分類による。

（注４）①「情報システム」とは外務省契約案件データベースの分類上、（各種システムに係るコンサルティング、システム開発・構築・改修・移設・撤去及びハードウェア、ソフトウェア購入や賃貸借にかかる経費等）を指す。

②「調査研究」とは（実態調査、動向調査等の各種調査、統計調査（統計情報の収集整理等）、研究（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであり、「公共工事に係る調査、設計業務等」及び「競争的資金による研究」以外のものを指す。

③「競争的資金による研究」とは（当省が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金による研究）を指す。

【表５】令和５年度外務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(単位：件、億円)

		本省	
		契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事（Ａ）	0	0
	割合（Ａ／Ｍ）	0.0%	0.0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等（Ｂ）	1	0.3
	割合（Ｂ／Ｍ）	1.0%	0.5%
	小計	1	0.3
物品役務等	情報システム（Ｃ）	13	3.2
	割合（Ｃ／Ｍ）	12.4%	5.3%
	電力（Ｄ）	2	4.8
	割合（Ｄ／Ｍ）	1.9%	7.8%
	ガス（Ｅ）	1	0.5
	割合（Ｅ／Ｍ）	1.0%	0.9%
	調査研究（Ｆ）	15	1.5
	割合（Ｆ／Ｍ）	14.3%	2.5%
	競争的資金による研究（Ｇ）	0	0
	割合（Ｇ／Ｍ）	0.0%	0.0%
	派遣職員（Ｈ）	5	0.3
	割合（Ｈ／Ｍ）	4.8%	0.4%
	事業実施・会議運営（Ｉ）	4	0.2
	割合（Ｉ／Ｍ）	3.8%	0.3%
	物品製造・購入（Ｊ）	22	2.5
	割合（Ｊ／Ｍ）	21.0%	4.0%
	その他（Ｌ）	42	47.7
	割合（Ｌ／Ｍ）	40.0%	78.2%
	小計	104	60.6
合計（Ｍ）		105	61.0

（注１）令和５年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）。

（注２）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計に於いて一致しない場合がある。

（注３）本表内訳区分については、外務省契約案件データベースの分類による。

（注４）①「情報システム」とは外務省契約案件データベースの分類上、（各種システムに係るコンサルティング、システム開発・構築・改修・移設・撤去及びハードウェア、ソフトウェア購入や賃貸借にかかる経費等）を指す。

②「調査研究」とは（実態調査、動向調査等の各種調査、統計調査（統計情報の収集整理等）、研究（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであり、「公共工事に係る調査、設計業務等」及び「競争的資金による研究」以外のものを指す。

③「競争的資金による研究」とは（当省が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金による研究）を指す。

(4) 重点的な取組及び共通的な取組

様式1のとおり。

(5) その他の取組

様式2のとおり。

2. 自己評価の実施方法

計画に関する取組状況等について、実施において明らかになった課題を四半期毎に把握するものとし、必要な場合には、計画の進捗状況、実施において明らかになった課題等を踏まえ、指針の改定、所要の見直しを行うものとする。

また、上半期及び年度末のレビューにあわせて、実施において明らかになった課題等を盛り込んだ自己評価を行い、ホームページにおいて公表する。

3. 調達改善の推進体制

(1) 外務省調達改善推進チーム（事務局：会計課）

調達改善を推進する担当チームとして、官房長を統括責任者とする「調達改善推進チーム」を設置し、計画の策定、進捗把握・管理等を実施するため、随時会合を開催する。なお、必要に応じて関係部局の参加を求める。

○外務省調達改善推進チーム

統括責任者 : 大臣官房長

統括責任者代理 : 大臣官房会計課長

メンバー : 大臣官房会計課 担当、関係部局 担当

(2) 外部有識者の活用（契約監視委員会）

調達改善推進チームにおいて取りまとめた調達改善計画及び検証結果について、外部有識者（大学教授2名、弁護士2名、公認会計士1名）により構成される「契約監視委員会」に対し、民間における取組などを踏まえた第三者的な視点からの意見を求める。なお、必要な場合には、計画に反映させ、その内容を公表する。

(3) 内部監査の活用

内部監査テーマに選定された事案の監査結果を踏まえ、調達改善計画の進捗把握・管理等が適正に行われているかどうか評価し、調達改善を推進する。

（了）

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		随意契約の見直し	・随意契約となっている案件について要因分析を行う。 ・随意契約によらざるを得ない調達についても、価格交渉を継続する。 ・契約監視委員会等の外部有識者による事後検証を実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達を引き続き拡充する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。	・随意契約による調達については、契約の性質が案件毎に異なり、即見直しとすることが実際は困難なケースも少なくないが、調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するためにも不断の見直しを行うことは不可欠であることから、主管課とも協力し、その改善に努める。	A	平成27年度	・外部有識者が参加する契約監視委員会において事後検証を四半期ごとに引き続き実施する。 ・少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達については、前年度実績を上回る件数を確保する。 ・企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。	年度末
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・一者応札となっている案件を要因分析を行う。 ・一者応札で受注している案件は、チェックリストの活用や事業者ヒアリング等により要因を分析するとともに、調達担当部署内の共用フォルダに事業者ヒアリング情報を集積させることによって、情報の共有や蓄積を図る。不調・不落となった案件についても、調達担当による要因分析を行う。 ・資格要件の緩和、公告・準備期間の長期化及び調達規模の適正化を通じて、引き続き一者応札の改善に努める。 ・市場価格との比較がインターネットを利用して容易に出来る大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているおそれが高い案件について、合理的理由の存否の確認及び改善を検討する。 ・契約監視委員会における委員からの指摘事項については、改善策を検討すると共に、以降の契約監視委員会にて報告を行う取組を引き続き実施する。 ・中小・スタートアップ企業等の調達拡大や企業等への幅広い声掛け		A	平成29年度	・過去の改善実績を踏まえ、一者応札となっていた案件について、5件以上を目標とし改善を目指す。	年度末
	○	調達事務のデジタル化の推進	・競争性、公平性、透明性等を確保しつつ、事業者の負担を軽減し、競争参加の機会を拡大するために、電子調達システムを利用した電子入札を実施する。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、さらに電子契約の締結を推進する。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。 ・電子メールにて見積書や請書等を徴取することにより、調達事務の効率化を推進する。 ・HPにて電子入札・電子契約を推奨する。 ・紙入札で訪れた事業者に電子入札・電子契約を推奨する資料を手交する。		A	令和3年度	・入札公告、調達仕様書等の調達情報については、原則、調達ポータルを活用して電子的に公開する。 ・入札公告や入札説明書への掲載を通じて、事業者に電子調達システムの利用を周知徹底し、原則、電子入札案件とする(紙と電子の混合も含む)。 ・紙入札を選択する理由を把握するために、紙入札事業者に対して、理由書の提出を求める。 ・当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、前年度を上回る55件以上の電子契約を行う。 ・競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。	年度末
○		調達予定情報の発信	・前年度の一般競争入札案件及び当該年度に開始する新規予定案件について、調達予定時期や前年度の契約金額(単価契約の案件については契約時の予定調達額)を年2回ホームページに掲載し(新年度案件の入札公告と同時期に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を見直したものを掲載)、新規事業者の発掘のため積極的に情報発信を行う。	・新規事業者の発掘を行うことは、一者応札の改善や調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するために有効な方法のひとつであることから、当省ホームページを活用し、積極的に情報発信を行うもの。	A	令和2年度	・引き続き、新年度案件の入札公告と同時期に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を更新し、年2回の情報発信を行う。	年度末

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数

・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)

・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)

・電子契約案件数: 契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数

・電子入札によらない電子契約案件数: 電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A＋: 効果的な取組

A : 発展的な取組

B : 標準的な取組

その他の取組

様式2

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
1 汎用的な物品・役務 汎用的な物品・役務の調達に関し、引き続き仕様や調達方式の見直しを行い、競争性の向上及び事務合理化を図る。	継続
2 システム関係経費 システム関係経費は、調達金額総額の大きな割合(11.6%)を占めており、国庫債務負担行為の活用(複数年度契約の検討)等を行い、調達事務コストの軽減や中期的な展望に立った事業計画の立案と安定したシステムの構築に努める。	継続
3 調達改善環境の醸成 ・調達手続きに関する習熟 ・調達改善ノウハウの向上(省内HPの改定等)	継続
4 調達情報の公開 電子調達システムにおいて、調達に係る仕様書、契約情報を公表し、引き続き、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図る。	継続
5 クレジットカードの活用(クレジットカード会社を通じた水道料金の支払い)	継続
6 国庫債務負担行為の活用	継続